

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

## 上水道未給水世帯へ生活支援金を給付します

令和2年7月15日現在、上水道未給水世帯の世帯主  
(井戸水、山水のみを生活用水として使用していることが条件です。)

※同一の住所地に2世帯以上ある場合は、代表の世帯主が対象となります。

▷給付額・1世帯につき2,310円

▷申請期間・7月15日～10月30日

☑申請書を生活環境課に提出ください。

※申請書は、生活環境課、東公民館またはくまの・みらい交流館に置いています。熊野町ホームページからもダウンロードできます。

☎生活環境課 ☎820-5606



## 水道料金の基本料金を減免します

皆さまの生活を支援するため、水道料金の基本料金を減免します。

☑本町と契約がある人

※官公庁および臨時用を除く

▷減免額・1カ月あたりの基本料金1,155円(税込)  
※基本水量を超えた超過料金およびメーター使用料は減免の対象外です。

※下水道使用料は減免の対象外です。

▷減免期間・7月および8月検針分(2カ月間)

☑本減免については、申請手続きは不要です。上記期間は基本料金を減免した額での請求となります。

☎上下水道課 ☎820-5610



## 特別定額給付金(1人10万円給付) 申請期限は8月14日(金)まで

給付対象者1人につき10万円を支給する特別定額給付金に関して、5月12日付で各世帯主宛てに申請書をお送りしています。申請期限は8月14日(金)までです。(当日消印有効)

手続きがお済みでない人は、お早めに申請ください。

※詐欺にご注意ください

特別定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の問合せ」には、十分ご注意ください。ATMの操作をお願いしたり、給付のために手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

▷外国人を雇用されている事業所の皆さまへ

外国人従業員へ定額給付金の申請期限の周知、申請手続き支援などのご協力をお願いします。

☎政策企画課(特別定額給付金担当)

☎820-5658

## ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

対象に合わせて以下の2種類の給付金を支給します。

☑**児童扶養手当受給世帯などへの給付(基本給付)**

☑①～③のいずれかに該当する人

①令和2年6月分児童扶養手当の支給を受けている人

②公的年金給付などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

▷支給額・1世帯5万円 第2子以降3万円

☑①に該当する人は申請不要ですが、②または③に該当する人は申請が必要です。

☑**収入が減少した児童扶養手当受給世帯などへの給付(追加給付)**

☑基本給付①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人

▷支給額・1世帯5万円

☑申請が必要です。

☎子育て支援課 ☎820-5623

## 事業者の皆さまへ

### 熊野町事業継続応援金を給付します

#### 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が一定以上減少した町内の事業者へ応援金を給付します。

#### 対象要件

・令和2年3月以降に、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。  
・持続化給付金の受給要件に該当していないこと。  
など

※セーフティネット保証5号、危機関連保証の認定を受けている、または受ける予定の事業者は、指定の様式を提出することで、対象となる場合があります。

#### 給付金額

1事業者10万円を給付します。

#### 申請方法

原則、郵送で産業観光課へ提出。

※申請書などは町ホームページからダウンロードするか、電話などで請求してください。



☎産業観光課

☎820-5602

### 熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金を給付します

#### 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成などを社会保険労務士に委託した経費を支援します。

#### 対象要件

・広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けており、対象経費が10万円を超えていること。 など

#### 限度額

5万円

#### 対象経費

雇用調整助成金へ申請するため社会保険労務士に支払った以下の経費。

申請書類および添付書類の作成に要する経費 など

#### 申請方法

原則、郵送で産業観光課へ提出。

※申請書などは町ホームページからダウンロードするか、電話などで請求してください。



☎産業観光課

☎820-5602

## 広島県事業!!

### 雇用調整助成金等の申請手続きに必要な支援を県内全域で補助します

▷補助対象経費：社会保険労務士への申請書類作成委託費用など ※支払済費用でも可

▷補助率：10/10 (上限額：10万円)

▷主な必要書類：社会保険労務士からの領収書など

☎広島県商工労働局雇用労働政策課 ☎513-2838

(産業観光課)